

令和7年6月27日14時00分  
近 畿 地 方 整 備 局

『土木工事書類作成スリム化ガイド』を改訂しました  
～遠隔臨場による監督検査・工事検査の普及促進により、建設業の働き方改革を推進～

近畿地方整備局では、令和5年12月に『土木工事書類作成スリム化ガイド』を作成し、工事書類のスリム化を図るとともに、受発注者間における資料等作成の役割分担を明確化することで、受注者の工事書類作成に要する時間を短縮し、建設業における働き方改革を推進しています。

この度、業界団体からのご意見や令和6年度に実施した受注者へのアンケート調査結果等を踏まえ、遠隔臨場の普及促進、不明瞭な表現の見直し等の改訂を行いました。

■改訂のポイント

- 工事進捗定例会議等の会議資料について、説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料の削減が可能。
- 遠隔臨場について、通信環境の改善に関して「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用が可能。
- 工事検査として、従来方法（対面書類検査、現場実施検査）又は遠隔臨場による工事検査が協議のうえ選択が可能。

「土木工事書類作成スリム化ガイド」及び「新旧表」は、近畿地方整備局HPに掲載。

近畿地整HP＞企画＞建設事業者の皆様へ＞技術情報・共通仕様書等＞技術管理関係

[https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\\_information/gijutsukanri/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)

「令和6年度のアンケート調査結果」は、令和6年12月18日記者発表資料を参照。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/2024.html>

＜取扱い＞ -

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞

近畿地方整備局 企画部

電 話 06-6942-0207（直通）

総括技術検査官 藤田 晶久（ふじた あきひさ）（内線3117）

技術管理課 課長補佐 菅野 豊（すがの ゆたか）（内線3314）

## 土木工事書類作成スリム化ガイド



令和7年6月

近畿地方整備局



## ■土木工事書類作成スリム化ガイドの改訂について (改訂のポイント)

### ①遠隔臨場による監督検査・工事検査の普及促進

- 9. 工事進捗定例会議等における書類簡素化  
説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料の削減が可能。
- 13. 臨場確認②(段階確認、確認立会、材料確認)  
遠隔臨場について、通信環境の改善に関して「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用が可能。
- 24. 工事検査②  
工事検査として、従来方法(対面書類検査、現場実施検査)又は遠隔臨場による工事検査が協議のうえ選択が可能。

### ②その他の主な改訂内容

- 12. 施工体制台帳③(施工体系図)  
施工体系図の様式は、樹状図形式に限らず、任意である。
- 24. 工事検査④  
既済部分検査請求書、完成通知書、引渡書、請求書の押印は不要とすることができる。

## 9. 工事進捗定例会議等における書類簡素化

工事進捗定例会議をはじめ各種打合せは、電子データによる開催に努める

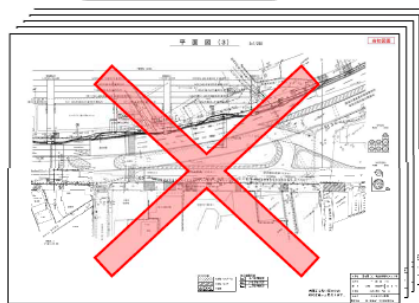
- WEB会議等を積極的に活用し、対面の場合は、説明資料は電子モニターやタブレット等を活用することを基本とし、紙資料の準備は不要とする。
- 説明資料は既存の協議・照査資料の活用に加え、詳細図面や写真等に代えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施することも可能。



電子化



電子モニター、タブレット等を活用



効率化

多数の図面や写真等による説明



現地状況の動画や遠隔臨場の活用

## 13. 臨場確認②（段階確認、確認立会、材料確認）

### 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施する

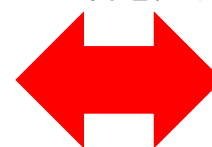
- 原則、全ての工事で「遠隔臨場」を実施するが、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としない。なお、「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用により通信環境が確保できる場合は、遠隔臨場の対象とする。遠隔臨場にかかる費用は、当初は計上していないため、監督職員と協議し、設計変更の対象とするものとし、技術管理費に積上げ計上する。
  - 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとっても、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的。
  - ただし、遠隔臨場対象工事は、「監督職員等が現場に行かなくても良い」ものではない。
  - 遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督職員等は必要な現場の確認に努めることが重要。
- ※ 遠隔臨場の撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意する。

（現場での受注者による材料検収状況）



（執務室での監督職員による確認状況）

リモート（遠隔）  
で監督を実施



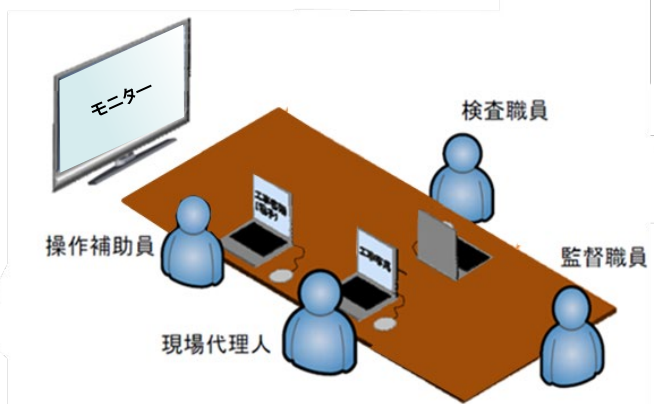
「建設現場における遠隔臨場 取組事例集(第二版)」を参照

<http://www.mlit.go.jp/tec/content/001594457.pdf>

24. 工事検査②

工事検査は電子データにより実施し、従来方法(対面書類検査、現場実施検査)又は遠隔臨場による工事検査を協議のうえ選択することが可能

- 検査職員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。
- 遠隔臨場による工事検査は、現場条件や実施要領(案)7.3検査項目の適応性を踏まえ、効率的に取り組むものとし、従来方法(対面書類検査、現場実施検査)を選択することも可能。



(従来方法)



(遠隔臨場による工事検査)

(実施要領(案)の抜粋)

表 1-1 遠隔臨場による工事検査の対象

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

|        | 工事実施<br>状況検査 | 出来形の検査 |    | 品質の検査 |    | 出来ばえの検査 |    |
|--------|--------------|--------|----|-------|----|---------|----|
|        |              | 書類     | 実地 | 書類    | 実地 | 書類      | 実地 |
| 完成検査   | ○            | ○      | ○  | ○     | ○  | ○       | ○  |
| 中間技術検査 | ○            | ○      | ○  | ○     | ○  | ○       | ○  |
| 既済部分検査 | ○            | ○      | ○  | ○     | ○  | ○       | ○  |
| 完済部分検査 | ○            | ○      | ○  | ○     | ○  | ○       | ○  |

「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」及び「遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)」  
[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)

表 7-5 遠隔臨場による工事検査に関する検査項目

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な検査項目

△：特殊な機器等又は現場実地が必要(映像や音声で判断できない)となる検査項目

| 検査項目   |        | 適応性   | 備考                                   |
|--------|--------|-------|--------------------------------------|
| 工事実施状況 | 遠隔書類検査 | ○     |                                      |
| 出来形    | 遠隔書類検査 | ○     |                                      |
|        | 遠隔実地検査 | 別表1参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |
| 品質     | 遠隔書類検査 | ○     |                                      |
|        | 遠隔実地検査 | 別表2参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |
| 出来ばえ   | 遠隔書類検査 | ○     |                                      |
|        | 遠隔実地検査 | 別表3参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |